

## 參考資料

# 大阪府内における市町村合併①

## 1 旧合併特例法(H11.7.16～H17.3.31+経過措置1年間)下での取組

### 【大阪府の主な取組】

- 「大阪府市町村合併推進要綱」の作成(H12.12.8発表)
  - ・30通りの合併パターン等を提示し、議論を喚起
- 気運の醸成
  - ・シンポジウム、民間団体の勉強会等での講演、ホームページ等
- 市町村合併支援本部の設置(H13.7.10設置)
  - ・(本部長)知事 (副本部長)副知事 (本部員)各部局長等
- 市町村合併支援プラン(H14.7.23決定、H15.2.18改定)に基づく支援
  - ・合併協議会に対する運営費助成、府職員の派遣
  - ・地域版支援計画の策定⇒H16.2.24「堺市・美原町地域支援計画」
  - ・公債費負担格差是正措置⇒市町村施設整備資金貸付金の金利低減
  - ・市町村振興補助金(合併分)⇒5千万円×合併関係市町村数×5年

### 【府内市町村の取組】

- 11研究会等及び6合併協議会の設置
  - ⇒34市町村(77%)の取組
- 4つの合併協議会で、協議がまとまる或いはほぼまとまる段階まで進展
- 8市町で住民投票の実施
  - ⇒6市町で反対多数  
(岬町は賛成多数、門真市は開票せず)
- 堺市と美原町がH17.2.1に合併

成否	合併協議会	設置	廃止	住民投票結果等
○	堺市・美原町(H17.2.1合併)	H15.4.18	H16.6.30	平成17年2月1日合併
×	池田市・豊能町(飛び地)	H16.4.22	H16.12.2	
×	守口市・門真市	H15.3.1	H16.12.20	守口市: 反対多数 門真市: 開票せず(投票率1/2未満で不成立)
×	富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村	H14.7.1	H17.3.18	
×	岸和田市・忠岡町	H15.7.15	H16.12.29	忠岡町: 反対多数
×	泉州南(泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・岬町)	H15.11.1	H16.9.30	泉南市、阪南市、田尻町: 反対多数 岬町: 賛成多数

# 大阪府内における市町村合併②

## 大阪府で合併が進まなかった要因について

合併の意義やメリットが住民に十分に浸透しなかった。

- 府としては、自主的・主体的な合併を支援する立場から、個別市町村の合併について具体的な合併の意義や必要性を明確に住民に訴えられなかった。
- 府内では、まず、それぞれの市町村で行財政改革をさらに推進すべきとの住民意識があったのではないかと推察される。  
(参考) 経常収支比率等の状況 (政令指定都市除く市町村平均)  
経常収支比率 大阪96.2% (滋賀83.4% 京都92.2% 兵庫86.5% 奈良91.7% 和歌山92.6%)  
人件費比率 大阪34.7% (滋賀27.6% 京都30.2% 兵庫26.9% 奈良32.0% 和歌山29.9%)
- 公共施設の整備が一定進んでいるため、合併が進んだ府県の市町村と比べて、合併特例債 (財政支援制度) が合併のインセンティブとなりにくかったのではないかと推察される。  
(参考) 1市町村当たりの公共施設の整備状況 (政令指定都市除く)  
市民会館 大阪2.1 (滋賀1.0 京都2.0 兵庫1.5 奈良1.1 和歌山0.7)  
図書館 大阪2.4 (滋賀0.8 京都0.8 兵庫0.8 奈良0.6 和歌山0.4)  
体育館 大阪2.2 (滋賀1.8 京都1.4 兵庫2.0 奈良2.8 和歌山1.2)
- 他府県と比べて合併協議会を構成した市町村のうち住民投票を実施した割合が高かったが、その中で、反対の意見は公共料金の値上げなど具体的であったが、賛成の動きはほとんど見られなかった。  
(参考) 合併協議会を構成した市町村のうち住民投票を実施した割合  
大阪41.2% (滋賀9.1% 京都4.2% 兵庫15.4% 奈良26.0% 和歌山7.7%)

# 大阪府内における市町村合併③

## 2 合併新法(5年の時限法H17.4.1~H22.3.31)に基づく取組

### 【大阪府の主な取組】

#### ●「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定(H20.2)

- ・構想作成について意見を聞くため、大阪府市町村合併推進審議会(会長 宮本勝浩)を設置(H17.10.28条例公布・施行、H18.1諮問、H19.9.7答申)

≪構想の概要:大阪都市圏における望ましい市町村の姿≫

- ・中核市、特例市並みの権能を備えることが望ましい(人口20万人以上の市に再編)
- ・合併新法の期限が平成22年3月末までであることから、行政効率が低く、財政対応力が比較的乏しい小規模町村に重点を置いて合併を推進

#### ●機運の醸成

- ・審議会の議論をホームページ等でPRするとともに、市町村や民間団体の研修会・勉強会等へ職員を派遣するなどの取組により、幅広く議論を喚起し、合併に向けた機運を醸成する。

#### ●市町村の取組を促進

- ・審議会の調査審議を踏まえ、大阪都市圏における望ましい基礎自治体の姿や合併の意義等に関する府の考え方をわかりやすく整理し、公表することにより、府民の理解を得るとともに、合併に向けた市町村の取組を促進する。

### 【府内市町村の取組】

#### ○河内長野市・千早赤阪村合併協議会を設置(H20.3.6)

- ・H21.6.23 大阪府市町村合併支援本部会議を開催⇒「合併支援の基本方針」を市、村に提示
- 9.30 合併協議会廃止

# 大阪府内における市町村合併④

## 3 現在(H22.4.1～)の動き

### 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

#### 《背景》

- 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232(平成11年3月31日現在)から1,730(平成22年3月31日見込み)まで減少。
- 平成11年以来の全国的な合併推進運動については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、現行合併特例法期限である平成22年3月31日までで一区切り。
- その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。

#### 《改正のポイント》

- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併が引き続き円滑に行われるよう障害除去を中心とした内容に改正の上、10年間延長

#### 《改正概要》

##### ① 推進のための措置 ⇒ 廃止

- 目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
- 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
  - ・総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
  - ・都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
- 三万市特例(合併する場合には、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例)の廃止

##### ② 障害除去等のための措置 ⇒ 存置

- 議会の議員の定数又は在任に関する特例
- 地方税に関する特例
- 合併算定替
- 住民発議・住民投票
- 合併特例区

《施行期日》 平成22年4月1日

総務省資料より作成

# 市町村への権限移譲(大阪府の取組み)①

## <これまでの主な取組み>

- ◇H9・・・「大阪版地方分権推進制度」創設 市町村の自主的判断と選択による権限移譲
- ◇H12・・・地方分権一括法施行(事務処理特例制度の施行)
  - ※H20.4.1時点で、移譲事務(条項)数は全国順位14位にとどまる(1位は広島県)

H10年度 14事務

H20年度 108事務



## H21.3「大阪発”地方分権改革”ビジョン」を策定 ⇒市町村優先を徹底し、権限移譲を進める

### <目標設定>

- 全市町村に特例市並みの権限移譲を実現 (H22～ 第1フェーズ)
  - H22～24年で集中的取り組みを実施
- 大阪府でなくては担えない事務を除く全ての事務の市町村移譲を実現 (H26～ 第2フェーズ)
  - ⇒ 市町村が住民に身近な行政サービスを総合的に担う「市町村優先の徹底」
    - ・ 現行下で可能な手法で市町村への権限移譲を推進。
    - ・ 大阪から地方分権改革を発信し、国に地方分権改革を迫っていく。

### <協議段階>

- 市町村に対するきめ細かな協議・調整
- 新たな支援措置の構築(財政措置・人的支援措置)
- 市町村間における広域連携の推進
  - ⇒単独で事務を受けることが困難な市町村でも、特例市並みの権限移譲を進めるうえで有効な手法

### <実行段階>

- 市町村ごとに「権限移譲実施計画(案)」を策定 (H22.3)
  - ・府が市町村に提示した事務のうち、3年間で平均75%の事務を受け入れ予定(うち、1/3の事務は広域連携での受入れ)

# 市町村への権限移譲(大阪府の取組み)②

## <権限移譲実施計画(案)の状況>(H22~H24年度)

■ 86事務を移譲 (第1次勧告分にあたる60事務<sup>※</sup>のほか、特例市権限の一般市等移譲26事務)

※ 第1次勧告のうち実現には法改正を要するものを除く

3年間で平均77%の事務を移譲予定(平成23年7月時点)

移譲事務例) 身体障がい者手帳の交付、社会福祉法人の設立認可、開発行為の許可、屋外広告物の許可、大規模小売店舗新設の届出、高圧ガス保安法に基づく許認可 など  
 特例市権限) 造成宅地防災区域の指定、水質汚濁防止法・土壌汚染対策法事務 など

## ■ 権限移譲の受け皿としての広域連携体制の構築

⇒ 単独で事務を受けることが困難な市町村でも、特例市並みの権限移譲を受けることが可能

○ 豊能地域 (池田市・箕面市・豊能町・能勢町)

○ 南河内地域 (富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤坂村) など

## <南河内地域における広域連携>

3市2町1村共同処理体制

- ・平成22年10月 「3市2町1村共同処理準備室」を設置
- ・平成24年1月 共同処理の開始予定

### <事務処理方式>

#### ○ 集中処理

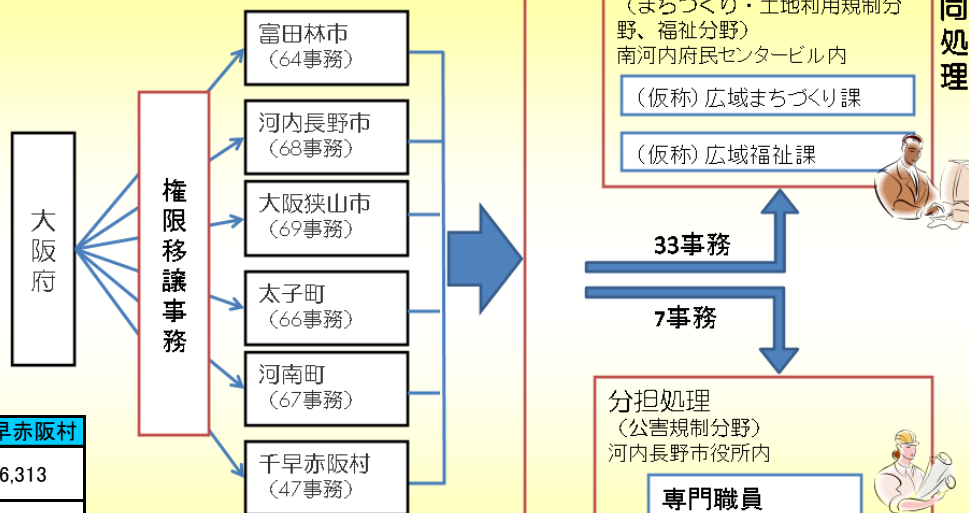
まちづくり分野、福祉分野等の33事務は、南河内府民センターで集中処理を行う。

#### ○ 分担処理

公害規制分野7事務は、河内長野市が分担処理を行う。

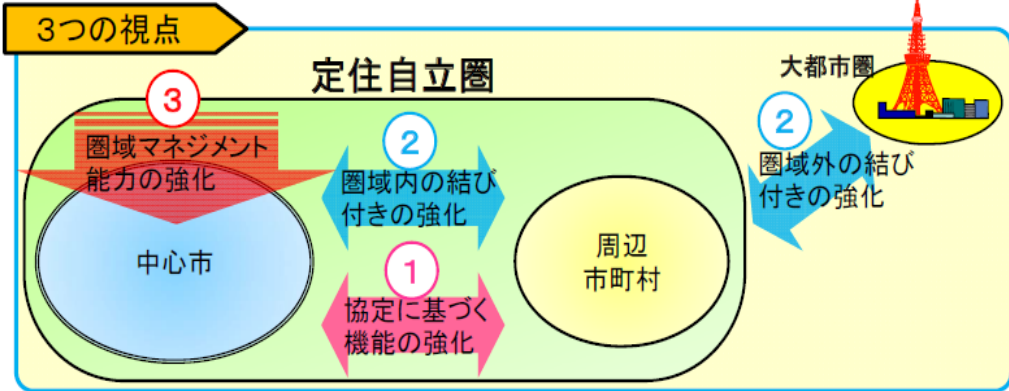
【参考 構成市町村の人口・職員数(人)及び移譲事務受入率】

市町村名	富田林市	河内長野市	大阪狭山市	太子町	河南町	千早赤坂村
住基人口(H22.3末)	119,771	114,778	57,478	14,278	16,509	6,313
全職員数(H22.4.1)	883	664	419	119	165	80
移譲事務受入率(市町村受入数/提示事務数)	86.5%	90.7%	90.8%	88.0%	89.3%	62.7%

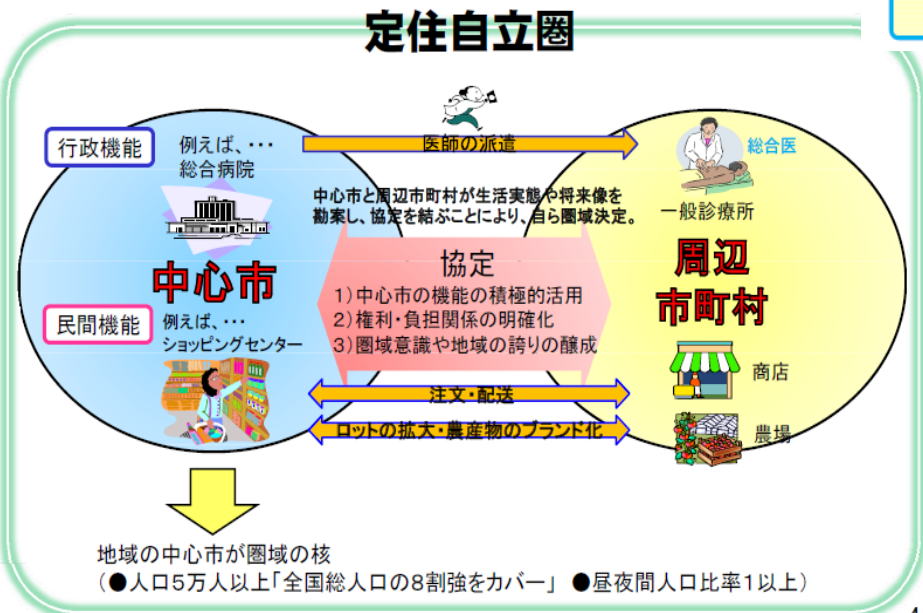


# ◆参考資料:定住自立圏構想(総務省)

## 定住自立圏における施策の基本的考え方



## 定住自立圏のイメージ



**新しい枠組みの構築**

○ 国・都道府県・市町村という枠組みの下ではこれまで困難とされてきた施策や権限移譲を特例的に行う。

**人材の確保・育成**

○ 地域における人材の発掘、育成や、大都市圏から地方圏への人材環流を促す取り組み等を支援。



## 中心市

- ①人口：5万人程度以上  
(少なくとも4万人超)
- ②昼夜間人口比率：1以上  
(合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。)



### ①中心市宣言

- 中心市と連携する意思を有する周辺市町村の意向に配慮しつつ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思等を公表



## ②定住自立圏形成協定

## 周辺市町村

- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村
- ※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断



協定

### 周辺市町村



- 人口定住のために必要な生活機能を確保するため、役割分担し、連携していくことを明示

### 周辺市町村



協定

## 定住自立圏の形成

## ③定住自立圏共生ビジョン

- 中心市が策定
- 定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的取組を記載



定住自立圏同士の連携も期待

高次都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏

連携

基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏